

奈良県告示第二百七十三号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から施行する。

令和三年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

表文化・教育・くらし創造部企画管理室に勤務する出納員の項中

文化財保存事
原材料の出納及

務所出張所に係る工事用
び保管を行うこと。

文化財保存事務所
出張所に勤務する
分任出納員

を

文化財保存事務所保存修理・
係に係る工事用原材料の出納及
行うこと。

文化財保存事務所出張所に係
原材料の出納及び保管を行うこ

人材育成
び保管を

文化財保存事務所
保存修理・人材育
成係に勤務する分
任出納員

に改める。

る工事用
と。

文化財保存事務所
出張所に勤務する
分任出納員